



2017年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス  
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 東 和浩  
(コード番号 8308 東証第一部)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、2017年6月23日開催予定の第16期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 第6種優先株式の全部を消却したことに伴い、発行可能株式総数を減少するとともに、当該優先株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するものであります。  
(現行定款第5条)
- (2) 第6種優先株式の全部を消却したことに伴い、当該優先株式に関する規定を削除するものであります。  
(現行定款第11条、第13条、第16条、第24条)

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 今後の日程 (予定)

定時株主総会開催日	2017年6月23日 (金)
定款変更の効力発生日	2017年6月23日 (金)

以上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第 2 章 株 式</b>	<b>第 2 章 株 式</b>
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,027,000,000</u> 株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。	第 5 条 当会社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,024,000,000</u> 株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式 6,000,000,000 株	普通株式 6,000,000,000 株
第 5 種優先株式 4,000,000 株	第 5 種優先株式 4,000,000 株
<u>第 6 種優先株式 3,000,000 株</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>
第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株	第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株
第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株
<b>第 3 章 優先株式</b>	<b>第 3 章 優先株式</b>
(優先配当金)	(優先配当金)
第 11 条 当社は、第 51 条に定める剰余金の配当（第 51 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。	第 11 条 当社は、第 51 条に定める剰余金の配当（第 51 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。
第 5 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額（25,000 円）に、年 3.675%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額 25,000 円に対し 918 円 75 銭）とする。	第 5 種優先株式 1 株につき、その払込金相当額（25,000 円）に、年 3.675%の配当率を乗じて算出した額（払込金相当額 25,000 円に対し 918 円 75 銭）とする。
<u>第 6 種優先株式 1 株につき、その払込金額（25,000 円）に、年 4.95%の配当率を乗じて算出した額（払込金額 25,000 円に対し 1,237 円 50 銭）とする。</u>	<u>&lt;削除&gt;</u>
第一回ないし第四回第 7 種優先株式 1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第	第一回ないし第四回第 7 種優先株式 1 株につき、その払込金額（1 株につき 35,000 円を上限とする。以下第

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案												
<p>一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式</p> <p>1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p>一回ないし第四回第7種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式</p> <p>1株につき、その払込金額(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>												
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <table border="0"> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>第6種優先株式</td> <td><u>1株につき</u></td> <td><u>25,000円</u></td> </tr> </table> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式</p> <p>1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p>	第5種優先株式	1株につき	25,000円	第6種優先株式	<u>1株につき</u>	<u>25,000円</u>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <table border="0"> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>&lt;削除&gt;</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式</p> <p>1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p>	第5種優先株式	1株につき	25,000円		<u>&lt;削除&gt;</u>	
第5種優先株式	1株につき	25,000円											
第6種優先株式	<u>1株につき</u>	<u>25,000円</u>											
第5種優先株式	1株につき	25,000円											
	<u>&lt;削除&gt;</u>												

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一回ないし第四回 第 8 種優先株式</p> <p>1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の取得条項) 第 16 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>② <u>当社は、平成 28 年 12 月 8 日以降の日であつて、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第 6 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当社はこれと引換えに、第 6 種優先株式 1 株につき、金 25,000 円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額の金銭を支払う。</u></p> <p>③ (条文省略) ④ (条文省略) ⑤ (条文省略)</p> <p>⑥ 第 1 項ないし第 4 項に基づき、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p>	<p>第一回ないし第四回 第 8 種優先株式</p> <p>1 株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は 80%とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先株式の取得条項) 第 16 条</p> <p>(現行どおり) &lt;削除&gt;</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ (現行どおり)</p> <p>⑤ 第 1 項ないし第 3 項に基づき、第 5 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p>
<b>第 4 章 株 主 総 会</b>	<b>第 4 章 株 主 総 会</b>
<p>(種類株主総会) 第 24 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、第 5 種優先株主、<u>第 6 種優先株主</u>、第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>	<p>(種類株主総会) 第 24 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、第 5 種優先株主、第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>